術協力専門家養成センター」、「ニース法學研究院政治學高等研 會第四八會期」、「政治學國際協會」、「法學國際協會」、「國際技 ンスにおける國際法教育一九五七―一九五八年度」、「國際法協

法・國際關係研究センター」の記事が、また第四卷には「フラ **ノ、ストレサ國際會議」および「ヘーグ國際法アカデミー國際**  に「フランスにおける國際法教育一九五六―一九五 七年度」、

「國際法學會第五八會期」、「歐洲石炭鐵鋼共同體に關するミラ

り一般的な雑誌、またはときおり國際的な法律問題をとりあつ に一三〇種類餘の著書、雜誌(たんに法律雑誌だけでなく、よ 八頁)であろう。この目錄は Jeanne Lemasurier 指導のもと 系目錄」(第三卷 目錄であり、それが體系的に(一般、國際法の淵源、國際法の 主體、一般的國際機構、地域的機構、國際公域、國際法の特殊 れた國際法および國際關係の文獻(フランス語でかかれた)の かうことのある各種の専門雑誌をもふくむ)その他から集めら 九一―九九九頁、第四卷 九九六―一〇〇三頁)には、第三卷と高めるものであろう。なお「教育と會議」の項(第三卷 九 每卷その年度中に發表された關係文獻をこのように網羅的に、 するかぎり、これほどゆきとどいたものは他にないであろう。 叛亂、國際關係に分類され、さらにそれぞれが細分されている) かつ體系的に、かなりの頁數をさいて掲載していることは、た 整理されている。少くとも新しいフランス語の文獻の目錄に關 しかにこの年鑑の一つの特色であり、またその利用價値を一段 技術援助、紛爭の平和的解決、安全保障、戰爭法、內亂・ 九三八-九七八頁,第四卷 九三六一九七

> センター」および「エックス・マルセーユの討議と國際裁判の 究センター」、「ヘーグ國際法アカデミー國際法・國際關係研究 危機」についての記事がのっている。

のかなりよく整った索引が付されている。 卷末には、アルファベット順、引用判決、引用條約・協定等 なお第四卷の卷頭にジョルジュ・セル教授の「イン・メモリ

アム ジルベール・ジデル教授」があり、一九五八年七月二二 序文をよせていた。 る。ジデル教授はこの年鑑の顧問でもあったし、また創刊號に 日に死去したジデル教授の輝かしい生涯と業績をたたえてい

(一九六○・八・五)(小樽商大講師)

## K・A・エックハルト編『サリー法典』

II—2. Kapitularien und 70 Titel-Text. Göttingen II-1. 65 Titel-Text. Göttingen. 1955. (II-1) I. Eiuführung und 80 Titel-Text. Göttingen. 1954. (I) K. A. Eckhardt, Pactus legis Salicae Lex Salica, 100 Titel-Text. Weimar. 1953. (III) 1956 (II—2) (Germanenrechte. Neue Folge. Abteilung Westger

Щ 操

石

manisches Recht.)

M・クラーマー、B・クルシュなどによって公刊のための準備 リー法典の刊行計畫が立てられ、G・H・ペルツ、R・ゾーム、 うに數多くの刊本が存在するにもかゝわらず、「モヌメンタ・ 公刊されていない。すなわち「モヌメンタ」の創說當初からサ ゲルマニアイ・ヒストリカ」では、今なおサリー法典の刊本は などがそれぞれ特色あるものとして重用されて來たが、このよ 刊本が公刊されている。その中では特に、十點の手書本のテク 別としても、十九世紀中期以後、この法典が批判的な歴史研究 の對象としてとりあげられてから現在にいたるまでに十數種の 後十九世紀中期までに公刊された約二十種のいわゆる古刊本は その史料としての重要性が古くから注目され、十六世紀中期以 的文化的に指導的役割を演じたフランク族の部族法典であり、 うまでもなくサリー法典は、ヨーロッパ初期中世において政治 ているが、舊版が主として啓蒙的性格を持つものであるのに對 して、この新版は極めて高い學問的水準を示すものである。い サリー法典のラテン語テクストおよびそのドイツ語譯を公刊し は、彼の總監修になる「ゲルマン諸部族法典」舊版においても、 研究の成果として公刊されたものである。戦前エックハルト エックハルトの戦前より戦中戦後にかけての約二十年にわたる こゝにかゝげる「サリー法典」三卷四册本は、編者K・A 語彙の註釋の豐富なことを特色とするH・ゲフケンの刊本(3)

- Germanenrechte. Texte und Übersetzungen, hg.
   K. A. Eckhardt. Bd. 1. Die Gesetze des Merowingerreiches, 1935. Bd. 2. Die Gesetze des Karolingerreichs 1. Salische und ribuarische Franken. 1934.
- (\alpha) "Lex Salica; The ten Texts with the Glosses and the Lex Emendata, synoptically edited by J. H. Hessels. With Notes on the Frankish Words in the Lex Salica, by H. Kern." London 1880.
  (\alpha) H. Geffcken; Lex Selica, zum akademischen Gebrauche herausgegeben und erläutert. Leipzig.
- Gebrauche herausgegeben und erläutert. Leipzig. 1898.
- のみ)についてのR・ブッフナーによる書評 Historische(5) エックハルトの新刊本(但し Bd. I. および Bd. III.

九五六年)參照。

石川操「レックス・サリカ研 究の 発展」(一橋研究二號

A.

\_

・ テクスト批判

サリー法典のテクストを傳えている現存手書本は、エックハルトによって、斷片を含めて全部で八十四點があげられていた。エックハルトは、これら手書本に番號を附し、それらによる。エックハルトは、これら手書本に番號を附し、それらによる。エックハルトは、これら手書本に番號を附し、それらによるで、D、E、Kの六種(嚴密にいえばそのほかにSおよびVの二種をあげているので合計八種となる)に分けているが、この一種をあげているので合計八種となる)に分けているが、とれらによって傳えている現存手書本は、エックハーによっても踏襲されて來た古典的分類とほど一致するものである。

Textklasse A (65 Titel) Hs. A<sub>1</sub>—A<sub>4</sub>
Textklasse B (65 Titel)

(57)

Salica Karolina) と呼んでいるのである。 五章より構成されるA、B、Cの三種のテクストをメロヴィン テクストの新なる編纂によって生じたものと考えられているの がテクストの傳承上の變化によって生じたものではなく、法典 れら六種のテクストへの分化は、エックハルトによれば、それ の結果として明らかにされることではあるが、サリー法典のこ 在を想定していることである。そしてまたこれはテクスト批判 部分的にその痕跡をとどめているものとして、Bテクストの存 には傳えられていないが、ヘロルド刊本および若干の手書本に ca)、七十章のKテクストをカール大王戴冠後のテクスト(Lex わゆる百章本を初期カロリンガー 時代のテクスト (LexSali-ガー時代のテクスト (Pactus legis Salicae)、 DおよびEのい であり、エックハルトはこれら六種のテクストについて、六十 この分類で注目すべき點は、エックハルトが、現存の手書本 Textklasse K (70 Titel) Hs. K<sub>17</sub>—K<sub>81</sub> Textklasse D (100 Title) Hs. D,—D<sub>9</sub>. Textklasse E Textklasse C (65 Titel) Hs. C<sub>5</sub>—C<sub>6</sub> (99 Titel) Hs. E<sub>11</sub>—E<sub>16</sub>

とも二世紀半以上の時間的經過が存在するわけであり、この長頭に求めるとするならば、現存手書本の成立までにはすくなくサリー法典の最古のテクストすなわち原初本の成本を六世紀初後のものである。したがって、通説やエックハルトにしたがい、後のものである。したがって、通説やエックハルトにしたがい、ところでこれら八十數點の現存手書本の中で、わずかに二點ところでこれら八十數點の現存手書本の中で、わずかに二點

じて、諸手書本間の相互關係およびそれら手書本とその範本、 は極めて偶然的に傳承されている幾多の手書本の比較檢討を通 あたり、第一に要請されるテクスト批判の任務は、ある意味で 存手書本によって傳えられている法典のテクストがすでに多く 期にわたるテクストの傳承という點からのみ考えて見ても、現 法律學的方法は後退していること、以上の點が特に注目さるべ 者によって行われた、法典の規定内容の比較という點からする ていること、第三に從來のテクスト批判において、特に法律學 は綴りなどについて注目する言語學的方法が中心的役割を演じ ているテクストの比較檢討を行うに際して、字句や章句あるい この手書本自體の檢討に求めたこと、第二に現存手書本が傳え るいは寫真版によって檢討し、かれの研究の出發點を何よりも の特色は、第一に現存手書本について可能なかぎりその原本あ することである。エックハルトのテクスト批判における方法上 書本が法典の原初本に最も近いテクストを傳えているかを確定 原型本さらには原初本との系譜關係を明らかにし、 の變化を蒙っていることは當然である。法典テクストの公刊に いずれの手

關係およびそれら手書本とテクストの原型本との關係、さらに はA以外のテクストの關係をも檢討し、その結果Aテクストの Aの四點の手書本について比較檢討を行い、諸手書本間の相互 最優位を主張することになるが、その中でも特に手書本Ai (Pa-ともあれエックハルトは、Aテクストを傳えるA、A2、 Bibl. Nat. lat. 4404) の、A、A、A、Aに對する相對的優位

(2)

じようにB、C、D、 が近いかという意味――を確定することに止らない。それらの いは諸テクストの價値關係――原型本あるいは原初本にいずれ が作成されることになるが、これらの操作は單に諸手書本ある いて檢討が加えられ、それにもとづいて手書本系圖(Stemma) を立證するのであり、この結論もまた古典的見解に等しい。同 な課題にも應えようとするものである。 トの本來の姿、すなわち原型本を再構成するという極めて困難 加部分あるいは削除部分を指摘することによって、各種テクス 操作はさらに、現存手書本が傳えるテクストにおける後世の附 E、Kの各種テクストおよび手書本につ

(ω) H. Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte. Bd. 1. 2 おいてかなり詳しく述べられている。 については、久保正幡氏「サリカ法典」(昭和二十四年)に Aufl. 1906. S. 427 f. なおサリー法典に關する古典的見解

7 本との原理的な關係の問題については、上原專祿氏『バイ この用語を用いている。現存手書本と原型本ないしは原初 クストそのものを原初本、現存手書本から公約數的に想定 葉を敢て使用していないが、私はこゝでは、最古の法典テ 頁以下)およびそれに對する世良晃志郎氏の批判「バイエ エルン部族法典研 究の 進展」(獨逸近代歷史學研究一七一 され得る各種テクストの最初の姿を原型本として理解し、 ルン部族法典」三三頁以下において述べられている。 法典成立史 エックハルト自身は、原初本あるいは原型本という言

本の成立にほかならない。
本の成立にほかならない。
本の成立にほかならない。
本の成立にほかならない。
本の成立にほかならない。
本の成立にほかならない。
本の成立にほかならない。
本の成立にほかならない。

他の諸史料との關係、すなわち一方では西ゴート法エゥリック したものであること、第二に法典の贖罪金の規定に見られる一 書本に傳えられているいわゆるマルベルク註釋が六世紀に成立 史的背景、すなわちサリー法典第四十七章の現定(Tit. 47. 8 pro tenore pacis Childeberti et Chlothari) とサリー法典 デベルトおよびクタロールの平和維持のための協定」(Pactus 後であること、他方では六世紀のメロヴィンガー諸王の勅令特 立はブルグンド法典の成立以後,すなわち早くとも四七四年以 に對して範本としての位置を占め、したがってサリー法典の成 王法典 (Codex Eurici) およびブルグンド法典がサリー法典 ロヴィンガー王國内に行われていたこと、第三にサリー法典と ソリドス=四○デナリウスの價値關係の貨幣制度が六世紀のメ に「ヒルペリック勅令」(Edictum Chilperici) および「ヒル Aテクストの成立年代の考證にあたっては、第一に若干の手 Et si citra Ligere aut Carbonaria ambo manent,~§ すくなくとも五五七年以前であること、第四に歴 サリー法典の成立は右の勅令の成立以前すなわ

3. Quod si trans Ligere aut Carbonaria manent, () にお Liger をロワール河と理解し、フランク王國の領土がロワール河以南に擴大したのは西ゴート戦争以後、つまり五〇七年以後であること、そしてサリー法典の成立も五〇七年以後であること、そしてサリー法典の成立が五〇七年以後であるとしても、それはクロードヴィッヒ王の統一的支配の時代あるとしても、それはクロードヴィッヒ王の統一的支配の時代すなわち五一一年以前か、あるいは五一一年以後、かれの子供すなわち五一一年以前か、あるいは五一一年以後、かれの子供すなわち五一一年以前か、あるいについては、むしろ前者における成立と考える方が妥當であること、以上の四點の考證における成立と考える方が妥當であること、以上の四點の考證における成立と考える方が妥當であること、以上の四點の考證における成立と考える方が妥當であることになるが、これもまたH・ブルンナーなどの古典的論することになるが、これもまたH・ブルンナーなどの古典的論することになるが、これもまたH・ブルンナーなどの古典的論することになるが、これもまたH・ブルンナーなどの古典的論することになるが、これもまたH・ブルンナーなどの古典的

して利用されたのはこのテクストである。 Bテクスト(六十五章)。アウズトラシア分王國において、 Bテクスト(六十五章)。アウストラシア分王國において、 Bテクスト(六十五章)。アウストラシア分王國において、 B、C、D、E、Kの各テクストの成立年代については、こ

の間に成立。 ロテクスト(百章)。ピピン王治下、七六三年より七六四年グントラム王の分王國ブルグンドにおいて成立。

(3) 刊本の様式

うなものであろうか。 以上の準備研究にもとづいて公刊された刊本の様式はどのよ

段には問題點の註および範本諸史料を、そして下段にA、B、 Cテクストにのみ固有の部分をイタリックで印刷している。中 刷し、Bテクストにのみ固有の部分を角括孤 ( ) でかこい、 はAテクストにほかならないが――を正字體(Autiqua)で印 れにも共通するテクスト、すなわち法典の最古の部分――これ 語譯をいずれも上段にかかげるのであるが、A、B、Cのいず Salicae)について、左葉にラテン語原文、右葉にそのドイツ 第二卷第一部では、A、B、Cの三種のテクスト (Pactus legis テクストをこの原則に從って公刊しているのである。すなわち の寫眞版は別として、かれはA、B、C、D、E、Kの六種の ことに努めている。第一卷の未尾にかかげられたヘロルド刊本 は削除部分を明らかにし、各種テクストの原型本を再構成する く、諸手書本の比較檢討を通じてテクストの正しい字句を決定 し、また現存手書本のテクストにおける後世の附加部分あるい 一つの手書本のテクストをそのまま機械的に印刷するのではな エックハルトは法典のテクストを公刊するにあたって、單に

> 文をかかげている。 文をかかげている。 文をかかげている。 文をかかげている。 文をかかげている。 文をかかげている。 文をかかげている。

便宜を供している。 第三卷ではいわゆる百章本のDおよびEテクスト(Lex Sa-lica)のラテン語原文を並列的にかかげ、Dテクストについているこのテクストについても諸手書本の異訓を下段にかかげているこのテクストについても諸手書本の異訓を下段にかかげているこのテクストについても諸手書本のDおよびEテクスト(Lex Sa-lica)のラテン語原文を並列的にかかげ、Dテクスト(Cex Sa-lica)のラテン語原文を並列的にかかげ、Dテクスト(Lex Sa-lica)のラテン語原文を並列的にかかげ、Dテクスト(Lex Sa-lica)のラテン語原文を並列的にかかげ、ロテクスト(Lex Sa-lica)のラテン語原文を述りませ、

お價値あるものとして利用されることであろう。ないので、この點に關してはゲフケンの刊本などが今後ともなり、語彙の內容的な問題については註釋その他一切附されていりなおドイツ語譯は文字通りラテン語原文の 忠實 な飜譯で あ

Ξ

以上エックハルトの新刊本について概觀して來たが、最後に

れて來たサリー法典の史料的價値に對して數々の疑問が投ぜらンク時代の法制史的研究にとって最も重要な史料として考えら的な法制史の畫像が崩壞を餘儀なくされるにつれて、從來フラ最近の初期中世史研究の諸成果により、十九世紀以來の古典典の歷史的性格の問題について考えて見たいと思う。私は初期中世史研究にたずさわるものの一人として、サリー法

Cのすべての手書本の異訓を網羅的にかかげている。

れているようである。特に當法典にもとづき、自由で平等な權

史的現實との關連、すなわち史料の歴史的性格の問題が提起さたのを完全に否定することを意味するのであろうか。たしかにとって史料的價値があると考えられるならば、サリー法典のにとって史料的價値があると考えられるならば、サリー法典のにとって史料的價値があると考えられるならば、サリー法典のにとって史料的價値があると考えられるならば、サリー法典のとがう前提自體がむしろ問題であり、ここにあらためて史料のであるが、歴史研究にとって史料的價値があると考えられるならば、サリー法典の史料的價値そのもところでこのような事實は、サリー法典の史料的價値そのもところでこのような事實は、サリー法典の史料的價値そのもところでこのような事實は、サリー法典の史料的價値そのもところでこのような事質は、サリー法典の史料的價値そのも

ば、六世紀初頭における法典の原初本の成立を含めて、九世紀 的課題であるといい得るであろう。サリー法典に即していえ 含めて、史料の歴史的性格の把握ということが史料批判の本質 業意識自體が問題ではあるが――、史料の成立年代の考證をも すくなくとも歴史研究者にとっては――もちろんこのような分 第一義的に要請される不可缺の條件ではあるにちがいないが、 味での史料批判の原理的な問題として疑問を抱かざるを得な 史研究は、もっぱら法典のテクストが何時成立したかというこ 實際にその法によって何を把握し得たのか、という問題である。 がどのような歴史的狀況の下に、何を目的として成立し、また のような形で成立したことの歴史的意義の把握が決定的に重要 初頭にいたるまでの約三世紀の間において六種のテクストがあ い。もとより史料刊行者にとっては、史料の成立年代の考證は とに關して行われているのであり、この點について私は廣い意 エックハルトの法典成立史研究においては、意識的か無意識的 なことなのである。より具體的にいえば、そもそもサリー法典 エックハルトによるサリー法典の研究、なかんずく法典成立 右の問題に應えようとする志向は殘念ながら認められな

法の支配的影響力を認め、フランク王國はフランク法によって史家の基本的立場は、初期中世の法制の發展に對するフランクそのいずれの立場に立つにせよ、十九世紀以來の古典的な法制らそれが慣習法か制定法かの點をめぐって戰わされて來たが、(コ)、サリー法典の歷史的性格についてのかつての論爭は、もっぱサリー法典の歷史的性格についてのかつての論爭は、もっぱ

へックも、方法的にこのような立場に立つものと見られるであた。 に理解されて來たのである。したがって、フランク族はもとより、他のゲルマン諸部族さらにはローマ人の社會構造および諸り、他のゲルマン諸部族さらにはローマ人の社會構造および諸り、他のゲルマン諸部族さらにはローマ人の社會構造および諸り、他のゲルマン諸部族さらにはローマ人の社會構造および諸り、他のゲルマン諸部族さらにはローマ人の社會構造および諸り、他のゲルマン諸部族さらにはローマ人の社會構造および諸り、他のだルマン諸部族さらにはローマ人の社會構造および諸り、他のだルマン諸部族さらにはローマ人の社會構造および諸り、他のだがよりとする立場には、むしろ無意とない。 一元化された制度にもとづいて支配されたという見解を採る。

性格について沈默していることは、かつてのあまりにも概念的性格について沈默していることは、かつてのまりにも概念をのにような事情からしてもわれわれ中世史研究にたずさわるものにような事情からしてもわれるべきであろうか。すくなくともそれは、かつての十九世紀流のフランク法絕對視の觀點ではあり得なかつての十九世紀流のフランク法絕對視の觀點ではあり得なかつてのような人間の、どのような社會關係を規制しようとしたのか、また實際にどれだけ規制し得たのか、それらのことをたのか、また實際にどれだけ規制し得たのか、それらのことをたのか、また實際にどれだけ規制し得たのか、それらのことをたのか、また實際にどれだけ規制し得たのが、それらのことは、かつてのあまりにも概念的性格の再吟味ということは、右にのべたような事情からしていることは、かつてのあまりにも概念的性格について沈默していることは、かつてのあまりにも概念的性格について沈默していることは、かつてのあまりにも概念的性格について沈默していることは、かつてのあまりにも概念的性格について沈默していることは、かつである。

ではないだろうか。

「はないだろうか。

「はないだろうか。

「はないだろうか。

「はないであり、両者を含めた廣義の歴史研究とが單なる機械的な分業としてではないで、史料批判と歴史研究とが單なる機械的な分業としてではないが、史料の歴史的性格の把握ということは、より新しい意味いが、史料の歴史的性格の把握という意味で理解出來ぬでもなではないだろうか。

- (※) H. Dannenbauer, Grundlagen der mittelalterlichen Welt. 1958 の中の諸論文。
- (๑) H. Dannenbauer, Die Rechtsstellung der Gallorömer im fränkischen Reich. Grundlagen der mittelalterlichen Welt. 1958. S. 94—120.
- (A) Th. Mayer, Die Königsfreien und der Staat des frühen Mittelalters. Vorträge und Forschungen. Bd. II. 1955. S. 25 f.
- リカ研究の發展」参照。をめぐって論争が展開された。前掲石川操「レックス・サをめぐって論争が展開された。前掲石川操「レックス・サ法典の刊行計畫の下に行われたM・クラーマーの準備研究(1)この点については特に「モヌメンタ」におけるサリー
- 2) R. Sohm, Fränkisches Recht und Römisches Recht, Prolegomena zur deutschen Rechtsgeschichte. 1880. 久保正幡・世良晃志郎兩氏譯「フランク法とローマ法」。
- (A) H. Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte. 1. Bd. 2. Aufl. 1906, 2. Bd. 2. Aufl. 1928.

(4) Ph. Heck, Die Gemeinfreien der karolingischen Volksrechte. 1900.

(一橋大學大學院學生)

## 『海法における曳船』L・ドォル、J・ヴィルノォ著

L. Dor, J. Villeneau; Le Remorquage en Droit Maritime. 1959, p. 216. Paris (L. G. D. J.)

原茂太

海上曳船契約の研究である。海上曳船(挽船)企業は、海上運送企業、救助企業などとともに、曳船(挽船)企業は、海上運送企業、救助企業などとともに、

の自走力のない物體の曳航をも含んでいる。またさらにこの中航ないし牽引が含まれる。さらに船舶のみでなく、筏や浮標等に必要な手段を持たないかもしくは持たなくなったすべての物に必要な手段を持たないかもしくは持たなくなったすべての物に必要な手段を持たないかもしくは持たなくなったすべての物で必要な手段を持たないかもしくは持たなくなったすべての物間名の《Le Remorquage》という概念は廣い意味を持つ。

(63)

る。 の中から、海上曳船契約のみをとり出して研究の對象としている行われる。本書の著者は、これらのいわゆる《remorquage》あろうが、救助(sauvetage)や救援(assistance)の場合に形をとりうる。すなわち、通常は曳船契約に基いて行われるでから海上における曳船だけをとり出してみても、それは種々のから海上における曳船だけをとり出してみても、それは種々の

情である。 製約の體系化は、學說・判例の研究にゆだねられているのが實契約の體系化は、學說・判例の研究にゆだねられているのが實の規定を持たず、曳船契約から生ずる諸問題の解決および曳船となった新しい契約形態であって、各國とも契約についての法となった新しい契約は蒸氣機關の發明によりその隆盛が可能

大きいといえる。船契約については將來の研究にゆだねられるところがきわめて生起しうるであろう諸問題の一部に答えているにすぎない。曳一方わが國では、これについての研究は少なく、判例もまた

ける大きな論爭點にわけられている。歴史および技術、法律上の淵源、契約上の淵源、學說判例にお、段階を我々に示してくれるものである。本書の大要は、曳船のフランス海法における曳船契約についての學説・判例の發展のこのような時に、本書は、實務家(辯護士)たる兩著者が、このような時に、本書は、實務家(辯護士)たる兩著者が、

を體系化し、いわば約款の形において行われる生きた曳船契約第一に、著者は一六の企業につき約款の規定を整理し、それれる。本書における特色といえば、つぎのような點にあると考えら本書における特色といえば、つぎのような點にあると考えら